

令和 3 年

亀山市教育委員会 1 1 月定例会会議録

亀山市教育委員会 11月定例会会議録

1. 日 時

令和3年11月24日（木）午後1時30分開会

2. 場 所

本庁3階大会議室

3. 出席委員

教育長	服 部 裕
1番委員	大 萱 宗 靖
2番委員	吉 岡 洋 子
3番委員	宮 村 由 久
4番委員	若 林 喜美代

4. 欠席委員 なし

5. 議事参与者

教育部長	亀 山 隆
教育総務課長（以下総務課長という。）	岡 安 賢 二
学校教育課長（以下学校課長という。）	宇 野 勉
参事（兼）生涯学習課長（以下参事生課長という。）	桜 井 伸 仁
図書館長	井 上 香代子
副参事（図書館整備担当）（以下図書副参事という。）	小 坂 博 文
学校教育課主幹兼学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）	加 藤 尚 大
学校教育課主幹兼教育研究グループリーダー（以下教研GLという）	武 居 政 敏
学校教育課主幹兼教育支援グループリーダー（以下教支GLという）	前 田 亜 弓
生涯学習課主幹（兼）社会教育グループリーダー（以下生社GLという。）	高 重 京 子
教育総務課主幹（兼）保健給食グループリーダー（以下保健GLという。）	渡 邊 尚 也
教育総務課主任主査（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLという。）	中 野 貴 晶
教育総務課教育総務グループ主任主査	早 川 美 紀

6. 会議録署名者指名

3番委員（宮村由久委員）

4番委員（若林喜美代委員）

7. 会議録の承認（10月定例会）

承認

8. 教育長報告

教育長（令和3年11月定例会教育長報告に基づき報告）
（質問はなく、教育長報告を終わる。）

9. 協議事項

教育長 協議事項1「亀山市図書館条例施行規則の改正について」説明を求める。

参事生課長（参事生課長詳細説明）

教育長 規則の検討は本日からとなる。どのような規則にしていくのか積極的にご意見をいただきたい。また、規則は上位に条例があるため、改めて条例を確認いただく必要がある。条例については市議会で可決されていない状況であるが、条例が可決されることを前提にこの条例を基本として規則を作っていくのかという部分は重要なところである。

また、規則の制定を含めたスケジュールについて変更している部分があるため、その部分について事務局より説明をお願いしたい。

参事生課長（参事生課長詳細説明）

大萱委員 新図書館の管理運営について、直営＋業務委託で行うとのことであるが、一部業務委託というのは、どの部分が直営でどの部分が業務委託か分からない。

教育部長 図書館全体のビジョンを含めた企画、予算、本を選んでいく基礎となる考え方、地域の団体や学校を含めた繋がりといった施策に関する重要な部分については、直営として行政が担うものと考えています。一方、カウンター業務や本の整理、施設の管理、清

掃等といった管理運営は、民間にゆだねることが出来ると考えており、このような日常的な業務については基本的には民間の力を借りて委託で進めていこうと考えています。

教育長 一般的には、指定管理でも業務委託でも条例及び関連規則の内容を遵守する必要がある。その中で、指定管理業務として運営を行うのであれば条例等にその文言が入るが、直営＋業務委託の場合は、特にどの部分を業務委託にて行うといった文言は入らない。この考え方でいいか。

参事生課長 基本的には、業務委託は市が行う業務を契約に基づき業者等が行うという考え方ですので、あくまで条例等では市が行うという規定に留まることとなります。

教育長 業者を選定する際には、プロポーザル方式等を採用することが考えられるため、業務委託に関する仕様書を早めに教育委員の皆様には明示する必要がある。スケジュールとしては、3月の市議会にて予算が可決された後に業者選定に入っていくこととなるが、その前にどの部分を業務委託するのかという資料を教育委員会に提出いただきたい。

参事生課長 3月市議会に令和4年度の予算を提出することになりますので、その中に管理運営に必要な予算を計上することとなります。市議会からの質疑も含めまして、どういった部分を委託するのか等仕様書に近いものを資料として作成、提出する必要があると考えていますので、議会に提出するまでには教育委員会にてお示しいたします。

教育長 議会ありきではなく、教育委員会の場でどの部分を業務委託にするのかについて共通認識をしっかりと持ち、OKとなったものをまとめ上げて、議会への説明資料を作っていくという認識である。

参事生課長 市議会へ資料を提出するまでの教育委員会内の意思形成の手法としてはそのとおりであると考えます。一方で現在は、予算要求を行っている段階ですので、その協議が終われば資料として教育委員会に提出できると考えています。決して議会ありきという訳ではありません。

教育長 では、予算も含めて資料については教育委員会協議会にて提出をお願いします。

規則に関する協議について、条例を再上程するにあたり、一切変更を行わないのか、事務局としてこの部分は変更して再上程を行う考えであるとか、条例の考え方について、字句の変更等があれば説明をお願いします。

参事生課長 条例の精査については、市議会への提案は市長部局となりますので、今後、総務課の法務部門と協議する必要があると考えており、再度、例規審査会にかけた上で再上程を行う予定です。議案として提出する際には、改めて教育委員会にてお示ししますので、審査をお願いしたいと思います。再提出に際しましては、修正を行う必要がある中で、特に来年1月以降の開館に向けて、現段階で条例を提出することについて時期尚早ではないかという質疑が集中しました。その中で施行期日について1年6か月以内に教育委員会規則にて定めることについて質疑もありましたが、少なくともいつ開館するのかについては、明示する必要があると考えています。施行期日については施行規則ではなく具体的な日付けを条例に謳う必要があるということです。

また、事務局案として、第10条の使用料の部分で「市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる」という規定について、例えば、車いすを使用される方については2時間の減免に対して時間制限を設けないといった対処を行う等の検討を行っています。

教育長 大筋について変更予定はないということを確認した。その上で、規則について事務局から説明があった。規則の制定については条例の可決後になるが、準備としてこの条例の下、どのような規則にするかという考え方や方向性を協議したいと考える。他市町等参考となる資料は無いのか。

教育部長 他市の施行規則につきまして、条例でどの部分まで謳っているのか、指定管理者制度の場合や直営の場合等によって随分と異なります。それを踏まえまして、他市ではどのような項目を盛り込んでいるのか整理したうえで、改めてお示ししたいと思います。

参事生課長 条例についても、市によってばらつきがあります。規則については更にばらつきがある状況です。整理したうえでお示しを考えています。

- 教育長 亀山市の現行の規則は非常に規定が多い。第28条まであり、詳細な部分まで規定している印象がある。その中で、この規定は削除、この規定は精査というふうにより事務局案が出されている。内容について如何か。
- 宮村委員 資料について現行と改正案の対比が、これまでの資料と左右逆になっているのは何故か。
- 参事生課長 現行の規則でどのようなものが規定されているかという内容を主旨として作成した資料であるため、このような形としました。制定に向けての新旧対照表としては、左が改正案、右が現行規定となります。本日は、あくまで協議にあたっての資料とご理解いただきたいと思います。
- 宮村委員 第2条のただし書きについて、地下駐車場の開館時間が示されているが、地上の駐車場に関する規定が無いのは何故か。借上げのためか。
- 参事生課長 無料の駐車場に関して規則に規定するかどうかについては検討する必要があると考えています。ただ、地上の駐車場の使用時間については、図書館の駐車場として、開館時間に合わせた時間になると認識しています。
- 宮村委員 検討されるということか、
- 参事生課長 地下駐車場も含めて駐車場に関する詳細な管理規定が必要かどうかについては、検討が必要と考えています。
- 宮村委員 第3条の休館日について、ただし書きで「展示交流エリア及び地下駐車場の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。」とあるが、それ以外の図書館施設は第1号から第4号が該当するが、地下駐車場は第2号のみ該当して、それ以外の部分は該当しないという考え方でいいのか。6日間以外は利用可能ということでもいいのか。
- 参事生課長 そのとおりです。令和2年3月に策定しました管理運営の基本方針の中に謳われている内容を条文化したものです。
- 教育長 例規上、このような書き方をするのか。「休館日は次のとおりとする。」その後に第1号から第4号があり、その後にただし書きがある方がすっきりはするが、明記する位置まで規定されているのか。

- 参事生課長 法務担当とは協議を行いたいと思いますが、ご指摘の内容ですと形式としては新たな項立てが必要となるため、ただし書きとして明記しています。
- 教育長 同じく第3条で館内整理日は毎月第4金曜日及び1月4日としているが、館内整理日は毎月第4金曜日で、休館日を12月29日から1月4日ではいけないのか。
- 図書館長 12月の館内整理日については、クリスマス前後になります。その時にはクリスマス用の展示をしています。1月4日には正月用の展示に展示替えをします。そのため、休館ではなく職員が出勤する館内整理になると判断しています。新図書館についても同様に、展示替えに要する時間として考えています。
- 教育長 例えば、今年なら12月24日は休館日になると考えられる。この日に1月に向けた準備をするのではないのか。
- 図書館長 今年の場合、11月の館内整理日にクリスマス用の展示に替え、12月25日の閉館後、年越しのための展示に替え、1月4日に1月用の展示に替える予定です。タイムリーな展示を心掛けるためには必要な日としてご理解いただきたいと思います。
- 宮村委員 第6条の館外利用者について、第5号「津市、鈴鹿市、伊賀市及び滋賀県甲賀市に居住する者」であれば利用可能という事であるが、従前から賑わい空間を設けるためには他市との相互貸し借りが出来ればいと申し上げていたが、その部分が加わったと理解していいのか。相互貸し借りに関する協議の進捗状況があれば教えていただきたい。
- 教育部長 この内容は整備の基本計画でお示しさせていただき、現在まで引き継いできています。委員ご指摘のとおり、この内容を盛り込んだのは、将来的に相互利用が出来るように進めていきたいという思いからです。ただ、現状としては伊賀市については図書館整備を進めているため、その進捗と合わせて検討したいということ伺っています。また、甲賀市につきましては、旧町が所有していた図書館の統合について検討中でその動きに合わせる必要があり、すぐには難しいと伺っています。津市、鈴鹿市については、条例の改正が必要となりますので、図書館だけの判断では難しいと聞いています。そのような中で、亀山市としては、相互利用について進めていきたいという意思表示をここで明確にさせていた

だきました。ただ、規則が制定されたことによって、直ちに相互利用が出来るものではないのが現状です。

宮村委員 引き続き努力いただきたい。相互にはならないが、亀山市としては他市の方に貸し出すということか。

教育部長 ある意味で太っ腹な部分は見せていきたいと考えています。図書館の本来の主旨ではない部分もありますが、良い図書館を持っている市町は、移住定住の選択肢になってくることを聞いており、その面から亀山市にいい図書館があるという事を広く知っていただくためにも大切な事であると認識しています。

吉岡委員 他市の方が本を借りたとき、例えば伊賀市の方が亀山市の図書館で本を借りた場合、伊賀市の図書館に返すことは出来ないのか。

教育部長 相互協定が締結できれば可能となりますが、現状は出来ません。例えば伊賀市の方が亀山市の図書館で本を借りた場合は、亀山市の図書館へ返す必要があります。今後、亀山市でこのような運用を行っている中で、協定締結の動きも出てくる可能性があると思います。

教育長 郵便での返却もいいのか。

教育部長 期間内であれば問題ありません。

大萱委員 地下駐車場について、管理等は業務委託するのか。

図書副参事 管理運営については、現在において決定事項はありません。

大萱委員 駐車場システムについて、料金の徴収や発券機についてはどのようなになるのか。

図書副参事 地下駐車場については、まずゲートをくぐると発券されますので、そのカードで入った時間が確認できます。磁気処理を行ったもので、2時間までは無料となります。精算機については、1階、2階、3階に設置したいと考えています。人の流れとして、図書館の利用が終われば、各階の精算機を通してから地下駐車場に戻り、ゲートから退出するという流れとなります。

大萱委員 図書館が9時開館となると、駐車場も9時開館となると思われるが、開館前に入口に数台の車が並ぶと交通に障害は無いのか。

図書副参事 道からすぐにゲートがあるわけではなく、数台は車が並ぶスペースがあります。イベント等の場合は、事前に駐車場を開ける等の対策を行う必要があると考えています。

大萱委員 例えば通常の火曜日について、展示交流エリアについては開いており、図書館は休館となるため、来館したという証明が出来ないと考えるが、展示交流エリアにも精算機があるのか。

図書館副参事 1階の展示交流エリアの前に総合カウンターがありますので、その発券機で対応でき、2時間以内は無料となります。

教育長 火曜日は図書館が休館であるにもかかわらず、2時間は無料となるのか。

教育部長 休館日に開けるのは、トイレ等の利用も含めて、駅利用者や来訪者の利便性を考慮したものです。休館日である火曜日でも、図書館に行けば観光情報は見れるといったことを想定しており、その方たちが図書館を利用することはないと思っています。ただ、イベント的に展示室を開ける場合等は、図書館の利用者扱いになると思いますので、そこは柔軟な対応を行うこととします。一方では、通常の火曜日に図書館利用はありませんので、地下駐車場を使用する場合は一般使用となり、その場合は有料となります。

参事生課長 ただし、展示交流エリアについては図書館の一部となりますので、火曜日でも利用について減免があると考えています。また、借りた本の返却にかかる利用もありますので、この方たちは閉館時であっても減免扱いとなります。

教育長 精算については、利用者が精算機を直接通すのか、係員等人の手を介して通すのか。

参事生課長 適切な利用を行うためにも、あくまで人の手を介した上での精算と考えています。

教育長 火曜日で図書館は閉館していても、図書館の一部利用や図書の返却の場合は、総合窓口に係員がいるから、その方が手続きを行うことによって減免を受けられるということではないか。

参事生課長 予算要求を行っている段階ですが、人員配置を行った上でそのような対応は必要と考えています。

教育長 では、図書館は閉館していても、図書館は利用できるという認識ではないか。

参事生課長 はい。展示交流エリアについては、規則で位置づけも必要であると考えていますが、基本的には図書館の一部と認識しています。

大萱委員 臨時に休館できるということだが、「休館日に開館することができる」という文言は入れなくてもよいのか。

- 参事生課長 第3条第2項の規定により、休館日を変更した上で行うことができます。
- 大萱委員 改定案第6条「館外利用者」は分かりにくいと思うが。
- 参事生課長 本規定については、合併前の旧亀山市の規則がベースになっており、分かりにくい表現等は字句の変更が必要であると思っております。特に規則については、行政の決め事であるため、固いイメージがありますが、市民の方が分かりやすい条文にする必要があり、見直していきたいと考えています。「館外利用者」については、「貸し出し利用者」や「貸し出し対象者」程度でいかがかと考えています。
- 宮村委員 館外利用で、休館日に借りた本を返却しに行くことがあるが、休館日も駐車場を利用できるようにしていただきたい。現行は分からないが、12月29日から1月3日までの休館日には、本の返却は出来ないのか。
- 図書館長 返却ポスト等にて返却できます。
- 宮村委員 現行の図書館は外からでも返却可能であるが、新図書館はどのようになっているのか。
- 図書館副参事 外から開けられるポストを設置予定ですので可能です。
- 宮村委員 休館日は地下駐車場も閉まるということであるが、本を返しに来た人はどこへ車を駐車したらいいのか。
- 図書館副参事 地上の駅前駐車場が10台ほどあるため、図書館専用ではありませんが、この辺りの駐車場の利用を想定しています。
- 教育長 図書館の返却ボックスは、年末年始は閉館した図書館の外側に設置されているということか。
- 教育部長 正面入り口の横にポストを設置予定であり、そこへ返却していただくことを想定しています。
- 宮村委員 年末年始だけは完全に図書館は閉まっているということか。
- 教育長 通常時でも午後9時以降、夜中も閉まっていることとなる。
- 若林委員 第21条第2項「館長は、資料、備品、設備等を汚損し、破損し、又は紛失した者は、・・・できる」とあるが、実際に弁償等を行った事例はあるのか。また、「させることができる」という規定について、「故意に」という文言が必要ではないのか。
- 図書館長 弁償に関する実態ですが、件数は少ないです。例えば飼っていたペットのいたずらによる破損や、子どもが誤って破ってしまったとかの事例はあります。可能な限り私どもの方で修理はいたします

が、水で濡らしてしまって、文字が見えず本の価値がなくなってしまふ場合等については、ご負担いただくようお願いしています。そのような状況ですので、故意に破損等があった事例はありません。なるべく市民の皆様にご負担が生じない形で対応させていただいています。

若林委員 先ほどの水に濡れた場合のご負担については、素直に修理等の負担を受けていただいている状況であるのか。

図書館長 破損等した本に対して、同じ本が流通している場合はご負担いただき、流通していない場合は司書が同等のものを選定し、その本の負担をお願いしており、今のところ了解をいただき対応しています。

若林委員 では、現状を鑑み「故意に」という文言はなくてもいいという判断か。

図書館長 そのように考えています。

若林委員 現図書館では紛失するケースが想定されているが、新図書館においては持ち出すとブザーが鳴る等の対応がなされると考えるが、その対応で行くと本を紛失するケースが全くなくなるという判断でいいのか。第21条第1項の「紛失した者」の規定が必要かどうかである。

図書館長 貸出手続きをされた後に自宅等で紛失される場合があると想定していますので、必要な規定であると考えています。

教育長 例えば、寝屋川市では、汚損等の届出について規定されており、館長への届け出や賠償について明記されている。亀山市の場合も原則は届けていただき、弁償をいただくことができるという規定にしたということである。

若林委員 了解。

大萱委員 改正案第20条第2項「特に必要がある場合は、図書館に副館長又は副参事を置く」とあるが、副館長又は副参事どちらかを置くとなっているのは何故か。

教育長 館長、副館長がいて、且つ副参事がいる場合も想定がされるが如何か。「又は」となるとどちらかしか置かないということだが。また、3項には「主幹、主任主査、主査、主任主事その他職員を置くことができる」とあるが、「司書」はない。条例第4条では「館長及び司書、事務職員その他必要な職員を置く」となっている。規定

の位置についても条例では開館時間の次の比較的前の方に位置付けられている一方で、規則では第20条とかなり後ろの方の規定となっている。この辺りの整合性は如何か。

参事生課長 また、第21条第1項第2号に「生涯学習課長」とあるが誤りか。「生涯学習課長」の部分については改正漏れですので、修正いたします。ただ、図書館施設については図書館法に基づく教育施設になるため、その長が教育部長の指示を受けるのかについては検討する必要があると考えています。

また、改正案第20条第2項の「又は」の部分については、規定上の話になりますので、実際に副参事を置くかどうかについては検討の必要があろうかと思えます。

教育長 規則であまり縛らない方が良いと考える。この部分について規則に明記する必要があるのか。和歌山市の事例を見ると、「館長、専門的な職員その他必要な職員を置く」としている。

大萱委員 改正案第21条第2項、第3項では、副館長や副参事の職務が明記されている。

宮村委員 和歌山市の事例を見ると条例には職員について特に明記されておらず規則に明記されている。案のように条例にも規則にも明記するのであれば、条例第4条と規則第20条の整合が取れるようにしなければならない。例えば条例を修正するのであれば、その規定を消すというのも一つの方法としてある。

大萱委員 例えば、駐車場の規定を省くと、また新たに駐車場に関する規定等を作る必要がある場合があり、そうなるとかえってややこしくなるのではないのか。

教育長 その考え方で、多くの内容を盛り込んでいった規則が、現行の規則である。多くの市町は、規則に全てを盛り込まずに要綱や内規で必要な内容を規定している。必ずしも全て規則に明記する必要はない。その中で、第22条のレファレンスについてもどうか。明記する必要があるのか。

宮村委員 レファレンスとはどのようなものか。

図書館長 レファレンスとは、調査研究のお手伝いをさせていただくような相談受付のようなものです。

教育長 この業務は、基本業務に含まれるのではないのか。

- 図書館長 第25条の事務分掌に「読書相談」があるため、検討の余地はあると思います。
- 教育長 先ほどの人員配置を含め、事務分掌としてはやっとなら第25条で現れる。もっと頭に持ってくるべきではないか。重要な規定であると考えるので、整理していただきたい。
- また、地上の駐車場についてどこかに明記する必要があるのではないか。
- 参事生課長 他の市公共施設について、条例や規則で駐車場の規定がある施設はありません。市の施設として、初めて使用料金を取ることとなりますので、必要であれば、どのような形で規定を設けていくのか検討する必要があると思います。
- 教育長 地下駐車場へ設置するゲートについては、地上の駐車場への設置予定はない。閉館の時間帯については鎖を張ったりする等の対応を行う予定である。
- 宮村委員 一応管理は行うということか。管理運営上必要な事だと考える。
- 教育長 例えば「図書館利用以外の方の駐車はご遠慮ください」といった看板があったり、ガードマンの見守り程度の管理になろうかと考える。また、閉館時間の段階で駐車されている車については、貼り紙を貼ったりして対応を行う。
- 大萱委員 鎖をしてもいいのか。
- 教育長 基本的には駐車場から出られなくなる。
- 宮村委員 そのような対応を行うのであれば、規則等に明記した方がいいのではないか。対象者へ説得できるのか。
- 教育長 看板等にて案内は行う必要がある。
- 参事生課長 確かに利用者に制限をかけたような事象は規則に規定することが望ましいと考えます。対象者に対しても根拠として説明が出来るためです。ただ、現状の公共施設の駐車場については注意事項に留めています。
- 大萱委員 周りの駐車場の状況も鑑みて、このような対応を行うのなら理解できる。周りの駐車料金が200円で地上の駐車場が無料であれば、止める車も多くなるのではないか。
- 参事生課長 今後規定が必要であるかどうかを検討する必要はあるかと思いますが。規則で謳うのか、管理規程等で謳うのか、この部分についても検討いたします。

- 大萱委員 その対応を行うのであれば、関係者以外は絶対に止めないでくださいと言えるところ。
- 教育長 市の基本的な考え方については、最悪のことは想定し、後の部分は性善説で考えるものと思われる。最悪のことはしっかりと規定いただきたい。
- 参事生課長 権利の制限になると条例に規定することとなります。罰則規定等も設けることも出来ますが、その場合は検察との協議も必要となりますし、その辺りを含めましてしっかりと精査します。
- 教育長 9月市議会上程時では、地下駐車場を無料にした方がいいとか、地下駐車場が有料で地上の駐車場が無料はどうかといったご意見をいただいた。教育委員会の考えとして、地下駐車場については有料、2時間までの使用は減免、地上の駐車場は無料といった整理で問題ないか。
- 委員全員 問題ない。
- 教育長 図書館内は全て無料である。本日は委員の皆様からたくさんのご意見をいただいた。その内容についてしっかりと精査いただき、必要な事項はしっかりと反映いただきたい。
- 参事生課長 はい。規則等はしっかりと精査した上で、改めて教育委員会に提出させていただきます。また、職制の部分につきましては、市の規則等別の例規で定めている場合がありますし、現行の教育委員会規則の職の設置の規定と整合を図る必要もありますので、精査します。
- 教育長 スケジュールについて家具工事は9月まで矢印が少し伸びているが、8月中に完了するという認識でいいか。
- 図書副参事 来年3月31日までに完了予定でしたが、工事の進捗状況を見て、7～8月頃に家具の設置見込みとなっていますが、物品調達の関係で9月末ごろにずれ込む可能性があります。
- 教育長 今後市議会等へ提出する資料となるため、精査の上、資料作成願いたい。
- 参事生課長 全体の引渡しは10月21日となっており、建物自体は8月頃に完成する見込みとなっています。家具についてもこの頃に完了する見込みとはなっています。駅前整備担当と詳細については詰めていきます。

- 教育長 10月21日の建物引渡しというのは、事務的な引渡しのことか。引き渡しがあると、その日から管理が必要ではないのか。
- 参事生課長 管理は必要と考えています。
- 教育長 では10月22日から管理が始まるという認識でいいのか。図書館を含め駐車場等も同様か。その管理を条例や規則では開館日からとしているが問題ないのか。
- 参事生課長 条例や規則の管理につきましては、開館後の管理というもので、それ以前の管理について必ずしも条例等が必要であるものではないと判断しています。あくまで公の施設としての供用の開始以降の管理について条例で規定するものとしています。それまでの間につきましては、当然市が管理します。
- 教育長 10月22日以降の管理者は誰になるのか。
- 参事生課長 所有者になりますので、市と考えています。
- 教育長 開館前には準備も必要であるし、本の移し替えも必要であるため、一定の期間が必要であることは当然であるが、例えば10月22日以降、引っ越し作業中に目的外の不審者が侵入したり、地下駐車場に無理やり車両が侵入したりとかした場合は、現場の管理は図書館長となると考えられるが、新図書館長が管理責任者となるのか。また、ガードマンや管理員を雇う場合は、開館時以降雇うのか、引渡し以降雇うのか。
- 参事生課長 引渡し以降、準備段階における責任者は図書館長になりますので、施錠等についても館長が行うこととなります。
- 大萱委員 新図書館の館長はいつ決まるのか。
- 教育長 来年4月1日ではと想定している。
- 大萱委員 では、4月以降、現図書館の館長も兼ねるということか。
- 教育長 現行は決まっていない。
- 参事生課長 人員配置につきましては、市全体の中で決定していくものであり、現状把握していません。今後、人事部署と協議を行っていく予定です。

10. 報告事項

- 教育長 報告事項1「令和3年度12月教育委員会事務局補正予算について」説明を求める。
(総務課長、学校課長、参事生課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項2「生徒指導について」説明を求める。
(学校課長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項3「図書館利用状況について」説明を求める。
(図書館長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項4「教育委員会行事及び予定について」説明を求め
る。
(総務課長、学校課長、参事生課長、図書館長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項5「後援事業について」説明を求める。
(課長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)

1 1. その他

令和3年度亀山市教育功労者表彰者一覧について
(教育総務課長詳細説明)
新図書館の整備状況報告
(図書副参事詳細説明)

1 2. 閉会

午後4時40分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

3 番委員

4 番委員